

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

Dプロニュース

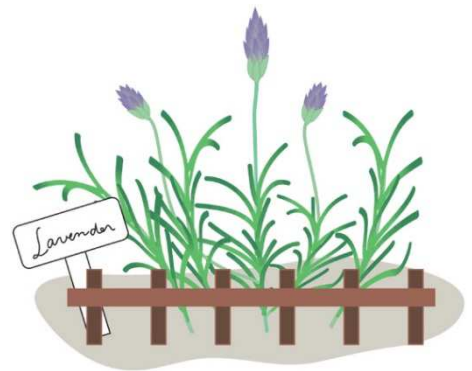
ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL: 045-226-5482 FAX: 045-226-5483

E-Mail: info@d-produce.com

HP: <http://www.d-produce.com>



「M字カーブ」の解消進む～労働力調査 (2018年平均)にみる就業者の動向

◆就業者は6年連続の増加、就業率も6年連続の上昇

総務省が発表した労働力調査によると、2018年平均で、労働力人口(15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口)は、6,830万人と、前年に比べ110万人の増加(6年連続の増加)となりました。男女別にみると、男性は3,817万人と33万人の増加、女性は3,014万人と77万人の増加となりました。

就業者についてみると、6,664万人と、前年に比べ134万人の増加(6年連続の増加)となりました。男女別にみると、男性は3,717万人と45万人の増加、女性は2,946万人と87万人の増加となりました。

就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は、2018年平均で60.0%と、前年に比べ1.2ポイントの上昇(6年連続の上昇)となりました。男女別にみると、男性は69.3%と0.9ポイントの上昇、女性は51.3%と1.5ポイントの上昇となりました。

正規・非正規の別にみると、正規の職員・従業員は53万人の増加、非正規の職員・従業員は84万人の増加となりました。正規の職員・従業員を男女別にみると、男性は2,347万人と29万人の増加、女性は1,138万人と24万人の増加となりました。

非正規の職員・従業員を男女別にみると、男

性は669万人と22万人の増加、女性は1,451万人と62万人の増加となりました。

就業者を産業別にみると、「宿泊業・飲食サービス業」は2018年平均で416万人と前年に比べ25万人の増加、「医療・福祉」は831万人と17万人の増加などとなりました。

◆女性の就業率が50年ぶりに5割を超える

女性についてみると、就業者の増加が著しく、女性の就業率が5割を超えるのは50年ぶりです。正規・非正規でいうと、特に非正規で増加したことがわかります。また、産業別にみると、女性の就業者が最も増加した分野が、「宿泊業・飲食サービス業」で20万人増、続いて介護など「医療・福祉」の14万人増です。背景には、人手不足や育児と両立して働きやすい環境づくりが進んだことがあります。

女性の就業率は出産や育児を理由に30歳代で下がり、40歳代で再び上がる傾向がありました。年齢層に分けてグラフを描くとM字になるので以前から「M字カーブ」といわれていますが、近年は仕事と育児を両立できる働き方が広がった結果、退職する女性は減り「M字カーブ」の解消が一段と進んだ格好です。

18年は若年層の女性就業率も大きく上がりました。15～24歳の伸びが年代別で最も高く、人手不足でアルバイトの就労条件が良くなっていることが背景にあります。

女性の就業率が5割に達したことは働き方改革が一定の成果を上げたことを意味しますが、

男性の7割とはまだ差が大きいのが現状です。今後も仕事と育児の両立支援などが望まれます。

マネージメントと「文書」の大切さ

◆マネージメント力が問われる傾向

厚生労働省は、平成 31 年度からの新事業として、企業のマネージメント力を支える人材育成強化プロジェクト事業（仮称）を行うとしています。

具体的には、マネージメント力向上のためのモデルカリキュラムの開発を進め、企業の教育訓練の実施を総合的に支援するセミナー等を行うということです。昨今、セクハラ、パワハラ、情報セキュリティなどに端を発する不祥事が顕在化しており、労働・職場環境の悪化や、生産活動の停止等により、企業の生産性に悪影響を与える場合も生じている現状を踏まえて実施するものです。

◆文書の重要性

マネージメント力向上は、国としても取り組む企業の課題となっていますが、日頃の労務管理方法としては、やはり文書でのやりとりが重要でしょう。

テクノロジーが発達したとはいえ、人間同士の問題に対しては目に見える文書とともに注意・指導等を行うのが、一番「響く」と思われますし、文書を残しておけば、万が一裁判になった場合などにも会社側の主張を立証する証拠ともなります。

◆状況に合わせた見直しが必要

懲戒処分を通知する文書でも、けん責、減給、懲戒処分通知書、諭旨退職、管理不行届きだった管理者への処分など、それぞれ内容も書きぶりも違ってきます。

また、最近の裁判では、例えば問題社員の行動に対して注意・指導書を発しているだけではダメで、面談等による実際的な指導も必要と判断されるようになってきているようです（問題社員と接するのは嫌だという担当者の心情も理解できませんが）。さらに、SNS の使用等に関する注意・警

告のための文書など、新しい文書も必要となってきましたので、自社の文書や労務管理の実態が、世の中の状況に対応しているか見直してみる必要があるかもしれません。

◆わかりやすい文書を書くには

また、日常業務に使う文書（年末調整用の書類提出のお願いなど）も、わかりやすさを意識することで、従業員の会社・管理部門に対する印象は随分と変わってきます。役所や国が出した情報の丸写しは、間違いがないかもしれませんが、しかし、従業員が理解しにくいようでは、結局きちんと読まれずに、ミスや手戻りにつながってしまいます。伝わる文章を書くコツは、「小学生にもわかるように」書くことだそうです。意識して変えてみるとマネージメントの改善にもつながるでしょう。

外国人労働者が約 146 万人に ～厚労省届出状況

◆外国人雇用事業所数、外国人労働者が過去最高

厚生労働省は、平成 30 年 10 月末時点の外国人雇用についての届出状況を公表しました。

外国人を雇用している事業所は 21 万 6,348 力所（前年同期比 21,753 力所、10.2 ポイント増）、外国人労働者は 146 万 463 人（前年同期比 18 万 1,793 人、14.2 ポイント増）で、ともに平成 19 年に届出が義務化されて以降、過去最高を更新しました。

増加の要因としては、高度外国人材や留学生の受入れが進んでいることや、永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格の人たちの就労が進んでいること、技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が考えられます。

◆国籍別・在留資格別の実態

外国人労働者を国籍別にみると、中国が最も多く 38 万 9,117 人（全体の 26.6%）、ベトナムが 31 万 6,840 人（同 21.7%）、フィリピンが 16 万 4,006 人（同 11.2%）と続いています。特にベト

ナムは、前年同期比より7万6,581人(31.9ポイント増)と大きく増加しています。

また、在留資格別にみると、身分に基づく在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等)の49万5,668人(全体の33.9%)が最も多く、資格外活動(留学を含む)(34万3,791人、23.5%)、技能実習(30万8,489人、21.1%)、専門的・技術的分野(27万6,770人、19.0%)、と続いています。

◆都道府県別・産業別の実態

都道府県別でみると、東京都が最も多く5万8,878カ所(全体の27.2%)、愛知県が1万7,473カ所(同8.1%)、大阪府が1万5,137カ所(7.0%)と続いています。

産業別にみると、「製造業」が最も多く4万6,254カ所(全体の21.4%)、「卸売業、小売業」が3万6,813カ所(同17.0%)、「宿泊業、飲食サービス業」が3万1,453カ所(同14.5%)と続いています。「製造業」と「卸売業、小売業」は前年同期比よりも減少している一方で、「宿泊業、サービス業」と「建設業」は増加となっています。

◆入管法改正による影響は？

今年4月施行の改正入国管理法により、新しい在留資格「特定技能」が創設され、外国人労働者の受入れが拡大します。また、政府は「今後5年間に14業種で34万人超の外国人労働者の受入れを目指す」方針を示しています。受入れ事業者ならずとも、外国人との共生をどうしていくか、社会全体で考えていかなければなりません。

【参考】厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(PDF)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11655000/000472892.pdf>

3月の税務と労務の手続提出期限 【提出先・納付先】

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納

付[郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

編集後記

おかめ桜も綺麗に咲き、だいぶ春の訪れが感じられる今日この頃ですが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

いつもお世話になっております、
Dプロ武市です。

ソメイヨシノの開花も直ぐそこまで来ている
3月半ばですが、私は昼と夜の気温差につ
いていけず、久しぶりに風邪をひいてしま
いました。

事務所近くのクリニックに駆け込み、これ以
上悪化しないように、どうかここで食い止め
て下さいとお願いして強めのお薬も処方し
てもらいました。

こちらの個人クリニックですが、なんと夜 11
時まで診療してくれるのです。中々早い時
間に受診できない働く人たち(私を含めて)
神さまみたいと、思いますが、薬が効いて
ボーとした頭で、クリニックで働く人たちは
キチンと労務管理できているのかしら？な
ど考えてしまいました。

働く人が守られていて、自由に働き方が選
べるなら、こんな病院やお店が増えてもい
いのかなと思います。

でも、労務管理は通常に比べて複雑なの
で、お迷いの事業者様はぜひ弊社にご相
談ください(笑)

なんとなくワクワクする新年度までもうすぐ
です。

また新たな気持ちで仕事にも向き合ってい
きたいと思います。